

2011年3月10日
(平成23年)

藤沢市長 海老根 靖典 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

多文化共生に関することに係る個人情報の社会的差別の原因となる事項の取扱い、個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びに目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について（答申）

2011年2月14日付けで諮問（第466号）された多文化共生に関することに係る個人情報の社会的差別の原因となる事項の取扱い、個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びに目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第8条第1項第4号の規定による社会的差別の原因となる事項を取り扱う必要性があると認められる。
- (2) 条例第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (3) 条例第12条第1項第4号の規定による目的外に利用する必要性は、「3審議会の判断理由」に述べるところにより認められる。
- (4) 条例第10条第5項及び条例第12条第5項の規定による本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びに目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり社会的差別の原因となる事項を取り扱う必要性、個人情報をも本人以外ものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性並びに本人以外ものから収集すること及び目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至る経過について

藤沢市では、2007年（平成19年）2月「藤沢市多文化共生のまちづくり指針」を策定し、「外国人市民と共に生きる藤沢」を目指し、「だれもが多様な文化を認め合い自分らしい生き方ができる地域社会づくり」のための事業を推進している。また、同時期に策定した「藤沢市人権施策推進指針」では、外国人市民の人権を尊重するために、外国人市民の権利の保障や相談・支援体制等の充実を図るよう示している。

昨今の景気の低迷により、市内に登録する外国人市民は、6,300人をピークに減少に転じ、平成22年12月末現在では約5,800人となっている。また、外国人登録者の約半数は永住者・特別永住者であり、他の長期滞在が可能な在留資格者を含めると、外国人登録者の約4分の3に相当している。国籍別では、全体の約半数が中国、韓国・朝鮮、ブラジル国籍であり、年代別にあつては、30代、40代、20代と続き、その数は全体の約68%を占めている。

このような中、国籍や民族・文化等の異なる人たちと日本人市民との交流の機会は増えてはいるものの、言葉や生活習慣等の違いにより、外国人市民に的確な情報が届いていない等の理由から、近隣とのトラブルの原因になり兼ねない。

そのため、2010年6月に、日本語支援教室に通う外国人市民（2010年4月現在）約200名に調査を行い、「生活する上で困っていることは何か」の問いに、約40%の人から回答を得ることができた。回答を集計したところ、子どもの教育の問題がトップにあげられ、次いで健康・医療や就職・就労の問題、災害や子育てに関する事というように、生活全般に及んでいる。

このようなことから、生活する上での課題、行政相談のあり方、多言語による情報提供の仕方等の再度の見直しを行い、より多くの外国人市民の意見や抱える問題を把握することにより、市政運営に反映させる必要があると考える。外国人市民は、日本人市民と地域に暮らし、税を支払い、市民としての義務を負っている。これまで行われてきた市民意識調査は、外国人市民を対象としていなかったため、当然、外国人市民の意見が活かされる筈はない。そのため、事業やサービスの対象である外国人市民への個別の調査を実施するものである。多文化共生社会を実現するための手段として、外国人市民の意見等を知り、それらに耳を傾けることにより相互理解を深め、結果的に行政コストを下げ、外国人市民の視点を取り入れたまちづくりや事業サービスの展開を図ることは、

ひいては市民全体の利益にも繋がると考える。

以上、外国人市民意識調査を行うにあたり、資料となる意見等の収集に個人情報が必要になることから諮問に至ったものである。

(2) 収集する個人情報及び目的外に利用する個人情報

外国人登録原票に基づく、満18歳以上の外国人市民の氏名（本名または通称名）、住所及び国籍約5,000人分

(3) 社会的差別の原因となる事項の取扱いについて

利用する個人情報として「国籍」を取り扱うが、調査対象者に最適な言語の調査票を送付し、多くの回答を得るため取り扱うものである。

(4) 本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性について

外国人市民への事業やサービスを向上させるためには、対象である外国人市民の意見等が不可欠であり、現在、これらを利用している外国人市民のみならず、今後サービスの利用を考える外国人市民からも意見等を収集することも必要であり、他に方法がないことから、所管課である市民窓口センターから、市内に在住している外国人市民の氏名及び住所並びに国籍を目的外に利用する必要がある。

(5) 事業の実施方法について

ア 委託事業として事業者を選定し、実施する。

(ア) 受託者は、「プライバシーマーク適用事業者」であるとともに、「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」を遵守する。

(イ) 受託者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持する。

(ウ) 「外国人市民意識調査のための調査業務委託仕様書（案）」の「8. 再委託の禁止」の「ただし書き」について、受託者は、再委託先の作業内容を明確にするとともに、個人情報の安全管理の内容を書面にする。

イ 2011年5月1日現在、外国人登録原票による満18歳以上の外国人市民に対し、調査票を郵送し、回答記入後、郵送により回収する。

ウ 調査票

「外国人市民意識調査」（案）：「やさしい日本語」との対訳

エ 調査票の対応言語について

① 中国語：中国

② 韓国語：韓国・朝鮮

③ スペイン語：アルゼンチン・ボリビア・コロンビア・エルサルバドル・メキシコ・ニカラグア・パラグアイ・ペルー・スペインウルグアイ

④ ポルトガル語：ブラジル・ポルトガル

⑤ ベトナム語：ベトナム

⑥ 英語：英国・米国・フィリピン・スリランカ・タイ他、無国籍含62件

⑦ やさしい日本語（平易かつルビ付き）

6言語については、「やさしい日本語」との対訳とし、①から⑥のそれぞれの言語をA3用紙の右側に配置する。

オ 国籍により言語を確認し、封緘する。

宛名ラベルは、IT推進課に対象者ラベルの作成を依頼し、受託者により封緘作業を行う。作業場所は、個人情報の徹底管理を図るため、市役所庁舎内の指定した場所において作業を行い、終了後、市内郵便局に直納する。

カ 調査票の回収について

調査票の回収先は藤沢市役所 共生社会推進課とし、回収、開封処理後、受託者には調査票のみを受け渡す。

キ 調査集計及び結果について

仕様書に基づき、受託者は単純集計及びクロス集計を行い、集計結果の分析を行うなど、随時、委託者と協議し報告書を作成する。

(6) 本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について

意識調査の対象者は、市域全域では約5,000人おり、収集し、及び目的外のために利用をする個人情報の重要度の度合いに比べて、通知する費用や事務量が過分に必要となり、事務処理の効率性が著しく損なわれることから、本人通知を省略したい。

しかし、自己情報のコントロール権を保障する趣旨から、事前に広報紙等で本人以外からの個人情報収集及び目的外に利用することについて、周知を図り、希望しない旨の申告があれば利用しない。

また、送付する意識調査票に、個人情報を収集し、目的外に利用した旨の事後通知文を掲載したい。

(7) 実施時期

2011年4月以降

(8) 提出資料

資料1 個人情報取扱事務届出書

資料2 外国人市民意識調査に係る今後のスケジュール（案）

資料3 「外国人市民意識調査のための調査業務委託仕様書」（案）

資料4 「外国人市民意識調査」（案）

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(4)までのとおりの判断をするものである。

(1) 社会的差別の原因となる事項の取扱いについて

実施機関では、より多くの外国人市民の意見や抱える問題を把握し、市政運営に反映させる必要があるため、調査対象者に最適な言語の調査票を送付し、多くの回答を得られるように、個人情報として「国籍」を取り扱いたいとのことである。

以上のことから判断すると、社会的差別の原因となる事項を取り扱う必要性があると認められる。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性について

実施機関では、外国人市民への事業やサービスを向上させるためには、対象である外国人市民の意見等が不可欠であり、現在、これらを利用している外国人市民のみならず、今後サービスの利用を考える外国人市民からも意見等を収集することも必要であり、他に方法がないことから、所管課である市民窓口センターから、市内に在住している外国人市民の氏名及び住所並びに国籍を目的外に利用する必要があるとのことである。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外から収集する必要性及び目的外に利用する必要性があると認められる。ただし、「外国人市民意識調査のための調査業務委託仕様書（案）」の「8. 再委託の禁止」の文言については、原則である再委託の禁止と例外である再委託が分かるような表現に改め、例外である再委託の内容については、個人情報が再委託者に出ないということを明示した表現に改めることを条件とする。

(3) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びに目的外に利用することに伴う本人通知の省略について

実施機関では、意識調査の対象者は、市域全域では約5,000人おり、収集し、及び目的外のために利用をする個人情報の重要度の度合いに比べて、通知する費用や事務量が過分に必要となり、事務処理の効率性が著しく損なわれるとのことである。

なお、実施機関では、自己情報のコントロール権を保障する趣旨から、事前に広報紙等で本人以外からの個人情報収集及び目的外に利用することについて、周知を図り、希望しない旨の申告があれば利用しないとのことである。また、送付する意識調査票にも、個人情報を収集し、目的外に利用した旨の事後通知文を掲載するとのことである。

以上のことから判断すると、本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上

